

## 第10回長野県地方税制研究会

日 時：平成25年12月19日（木）

15時～17時

場 所：長野県庁西庁舎 111 号会議室

### 1 開 会

（秋和税務課企画幹兼課長補佐）

それではよろしいでしょうか。定刻となりましたので、ただいまから第10回長野県地方税制研究会を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の秋和政一と申します。

初めに、この研究会はこれまで通り公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。

それでは開会に当たりまして、岩崎長野県総務部長からあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

（岩崎総務部長）

改めて、こんにちは。12月ももう押し詰まってまいりまして、大変お忙しい時期にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。今日は10回目の長野県地方税制研究会ということでございます。

本日の議題でございます「山岳及び高原にかかる費用負担のあり方」につきましては、今年度、現地調査、あるいは山岳関係者・自治体関係者との意見交換、こういったことを精力的に実施していただきまして、今日、4回目の研究会ということになります。

ご案内のとおりでございますけれども、本日はその報告書の骨子案につきまして、ご意見を頂戴したいという風に考えております。時間もございますけれども、十分にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（秋和税務課企画幹兼課長補佐）

ありがとうございました。なお本日、白戸委員さん、水本委員さんをご都合により欠席されております。

それでは、これより会議に入らせていただきます。会議の進行は研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしくお願いいたします。

### 3 会 議

#### （1）報告書骨子（案）について

（青木座長）

本日もお忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

手元の資料の「今後のスケジュール」の方にも書いてあるように、ちょうど1年前にこ

の件について知事からご諮問をいただいて、丸1年かけてご審議をいただいてきたというところになります。

前回、ちょうど1カ月前におおよその方向性みたいなお話もさせていただいて、さまざまにご意見をいただいたところです。それと並行して、このスケジュールにもありますように、先週も専門部会を開かせていただいて、かなり突っ込んだ議論をいたしました。

2日前に委員の先生方のところに骨子案ということでお送りをいたしておりますが、骨子案は日々進化をしております、なかなか進化が遅くて大変申し訳ないのですが、毎日のように修正をしております、お手元に届いているものと今日印刷したものとも微妙に変わってきております。本日はまだ未定稿なものですから、改めて先生方からご意見を頂戴して、この報告書の構成、方向性、結論がいかどうかというところを確定していきたいと思っております。

ちなみにもう一度、最終的な文章のご確認をいただく会を予定しておりますので、本日のところは粗粗の方向性と重要な事項についてご意見をいただくと大変ありがたいです。

それからもう一つ、お手元の資料の方に、「報告書骨子（案）概要」というのがあります。実はこれももう本当に大慌てで、当初はメディアの方々向けに作成をしていたものですが、こちらは1枚紙、表裏になりますが、流れとしては分かりやすいかなということで付けさせていただいております。

実はこの概要、最終的に私が確認をして事務局にお送りしたのが、今朝方なのか、昨日の夜中なのかという時刻ですので、こちらについても当然文章がこなれたものになっておりませんし、ひょっとしたら少しつじつまが合わないところがあるかもしれません。それも含めてご意見をいただければという風に思います。

骨子案の方が、事務局と私とでやりとりをしておりますが、なかなか進まないものから、分かりやすさからいうと、こちらの概要の表裏1枚紙の方が分かりやすいかもしれません。

それと同時に、骨子、これから簡単にご説明申し上げますけれども、骨子を1枚おめくりいただいて、目次のところをご覧くださいませでしょうか。これがおおよその構成になっております。ですので、この構成も含めて、いや違うというところ、あるいは必要なものが抜けているということがあれば、ご指示をいただきたいというのが本日の改めてのお願いになります。

それでは、最初に簡単に全体の流れ、構成をご説明させていただきたいと思っております。目次のところをご覧ください。あとそれぞれ、第1章についてご意見を申し上げますという形で、章ごとにご意見を頂戴していきたいという風に思います。

まずは全体のご説明ですけれども、3章構成です。3章構成になっておりまして、第3章はまとめですので、本日、まだあまり出来上がってはおりません。

第1章、第2章も見ていただいているタイトルどおりで、第1章については、なぜこの検討をすることになったのか。そもそも始まりは、長野県版事業仕分けです、ということで、さらに、報道される過程で遭難救助が入ってきて、一番分かりやすい例として、よくヘリコプターの話が出てきておりましたけれども、これが入ってきたという経緯を書いた上で、知事からのご諮問をいただいて、その際にはいわゆる「入山税」の範囲を超えて、我々に対する検討事項とすれば、山岳及び高原の魅力を高めることについて、税として何が貢献できるのかというご諮問をいただいたところであり、この経緯が書いてあるのが第1章ということになります。

次に第2章ですけれども、検討の目的から入っております。1番目、2番目が客観的に検討、客観的とは言い難いかもしれませんが、検討の目的及び登山の変化・変容というところ

ころを書いてございます。まずは1番目のところ、なぜこれを検討するのかというところで、これはいわば研究会としても、あるいは長野県としても宣言になるわけですが、ちょうど折から世界遺産のニュースが流れて、特にメディアの方はそちらとの比較をされがちなものですから、敢えてこの1番目のところでは、研究会及び長野県の宣言とすると、我々の検討は入山者を規制するものではなくて、逆にたくさんの方に長野県の山を訪れていただいて、それこそ、その方々が首都圏、あるいは遠くから、あるいは海外からいらっしゃる方であれば、リフレッシュをしていただいて帰っていただくということを目的としていて、そのために長野県として何をすべきで、それを税制としてサポートをいかにできるのかというのが我々の検討事項です、ということの宣言でございます。

次いで2番目、わざわざ登山の変化・変容というのを書きましたのは、何人かの先生方にはご同行願って真剣に耳を傾けていただきましたけれども、山岳関係者との協議を8月に上高地でやった折に、やはり山の変化というものが非常に大きくて、それが我々の検討事項においても考慮せざるを得ない前提条件として出てくる。昔のように、山が本当に好きで、それこそ堀越先生のように山の専門家でよくよく分かっている方ばかりであれば、おそらくこの遭難救助ですとか、あるいは登山道についてもこれほどの問題にはならないのかなど。

ところが、やはりブームがありましたので、そのブームによって、ひと昔前であれば想定外のような方々が登山を楽しまれているという現実から出発をすると、我々として何か対応をせざるを得ないのではないかと。もうちょっと具体的に言いますと、やはり登山道も整備していなければ、安易な軽装で来て滑落する方が出てきてしまっている。あるいは、山小屋トイレにしても、昔であれば、皆さんルールを守って、山を、自然を守りましょうということでOKだったんだろうと思いますけれども、どうしてもついつい逸脱をしまし、あるいは有料化をした場合に、どうしても有料化を避けたがるような人も出てきてしまし、こういうのがやはり大きいのかなということ、一応、ここで書かせていただきました。

ですので、これは後ほど、税の前提である山に関して、高原に関して、いかなる行政サービスが求められているのかと。当然こういう目的税、あるいは法定外税の場合には税ありきの話ではなく、行政サービスありきということになりますので、行政サービスの中身と関わる場所として、この登山の変容ということが2番目に書いてあるということになります。

その次がいよいよ入山税の検討ということになっております。ご覧いただきますとお分かりのように、入山税というものと、もう一つ、山と高原の魅力を高める税という二段階構えになっておまして、我々はこの二つを検討したということになります。堀越先生からは、入山税という言葉を使うのをやめてくれというご意見をいただいておりますので、最終的な報告書にどう書くかということがありまして、この言葉をこれ以上定着はさせたくないという気持ちはありますが、同時に、分かりいい言葉がなかなか見つからないものから、どうしてもこだわりつつも、入山税という言い方をしております。まずは入山税を検討し、さらにその次に、知事からのご諮問を少し広い視野でというところの、山と高原の魅力を高める税の検討とに分けさせていただいております。

まずは入山税の検討について書かせていただくということで、入山税については先生方からも複数回、既にご意見を頂戴しておりますが、「入山税」の対象として想定されるのは、いわゆる4点セット、遭難救助、遭難防止、山小屋トイレ整備、登山道整備の4つになるわけですが、既にご意見を頂戴してあります。

まだ最終の合意には至っておりませんが、遭難救助についてはやはり特別なもの

であろうということで、わざわざ（１）という形で別立てにさせていただいております。ここは後ほど、また先生方からぜひご意見を頂ければという風に思っております。

その（１）とは別に、残りの３点セット、（２）のところで、山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレ整備は、おおよそひとくりという形で扱わせていただいております。本日御欠席をされている水本先生からは、前回、３つは同じではないですというご意見も頂戴しておりますので、報告書の中では違いも多少は言及したいという風に思っておりますが、本日のところはとりあえず３点セットということで、この３点セットについて、入山税の考えは成立するののかということで、結論から申し上げますと、受益と負担、あるいは行政サービスとその負担者との関係が相当明確になるものですし、もう一つ申し上げますと、やはりこれをきちんとやっけていかないと山の魅力が失われかねない、自然環境も守れない、あるいは登山された方に遭難の危険がある、遭難防止もしっかりやらないからこそ遭難する方も激増しているのではないかと、コインの裏と表という指摘もございましたので、これについては入山税は成立するであろうということになっております。

この入山税の考え方は成り立つので、やろうと思えばやってもいいですということになるわけですが、もちろん、８月の山岳関係者との協議の場においていただいた先生方はよくご存じのように、まだ自治体として、県も市町村もこの部分で、どこまでが行政でどこまでが山岳関係者でというような区分もあまり出来ていなくて、はっきりいうと、山岳行政がまだ未整備の部分がかかなりありますので、もしこの「入山税」をやるとなれば、その行政サービスをきちんとやる必要があります、ということは報告書に書きたいという風に思っております。

ただ、この部分についても、県が全面に出てやることなのか、それとも市町村なのか、それとも山岳関係者なのかということについては、税の範囲を超えていますので、我々明解な最終的なお答えはできませんけれども、むしろ各担当の、例えば今日もいらっしていただいておりますけれども、スポーツ課、あるいは観光振興課、そちらで真剣にご検討いただいて、やはり我々の結論とすると三者、つまり、県・市町村・山岳関係者の三者で、慎重に、十分な協議と連携と協調をすべきだというのが、もしも「入山税」をやる場合には前提条件になる、ということになっております。

４番のところ、第２章の４です。税の負担を求めることの必要性、と書いてありますのは、何もやらないとダメですということではなくて、どうしても税の検討ですと、今日もメディアの方にたくさんお越しいただいておりますし、カメラも回っている状況ですけれども、やはり自治体が税の話をして税の提案をするとすると、どうしても税ありきで何か強引な、強権的なことが想定されますので、敢えて一言だけ述べさせていただくためにここは入れてございます。

というのは、もちろん先ほどから申し上げているように、行政が前提になるわけですがけれども、やはり今のままいくとまずいでしょう、税を取るか、取らないかということもありますけれども、それ以上に、前提となる行政サービス、これをちゃんとやった方がよるしいのではないのでしょうかということで、この第４の部分です。

これはなぜかと申しますと、先ほど第２章の２のところでも申し上げましたけれども、登山が変容している、登山者が変容している。今までのようなプロフェッショナルの方でしたら問題ないんですけれども、やはり軽装で安易に登ってくるような人を拒否はできないわけですので、その方々が登るような山については、例えば登山道の整備も必要でしょう、あるいは山小屋トイレ、これも必要でしょうという意味で、これ、放置をすると、今、日本中で問題になっているような遭難の現状、あるいは自然環境の破壊、こういうものが進んでしまうので、この税の検討をきっかけにして、ぜひ山岳行政の方を改めて考えていた

だきたいということの意味も込めて、この4が書かれているという風にご理解ください。

以上のように、入山税はやろうと思えば可能ですということになるわけですが、その部分についても既にご意見を頂戴しておりますけれども、行政サービスの一部を切り取ってこの入山税というものが成立するわけですが、その部分だけ切り取って果たしてよろしいのかどうなのかということをお我々は考えざるを得ない。つまり、もう少し視野を広げると、山岳を登山する方と、例えば中腹の観光施設で山を眺めて楽しんでいる方とを、明確に線を引いてしまってよろしいのかどうなのか。上の方に登る方だけに負担を求めているのかどうなのか、そこに限定される3点セットの行政だけに限っていいのかどうなのかということをお考えることになったという次第です。

それと同時に、もう一つは、これは当然、知事からのご諮問が、広い視野でということろで、山の魅力を高めるという観点をに入れてくれということですので、今、申し上げたように、二つの観点、一つは入山税というものでいいのかという視点、もう一つは、知事からお尋ねいただいている、山の魅力を高めて、もっと滞在型の観光県にしたいというご意向と、二つ合わせた上でこの検討をしたということになります。

それで、入山税は成り立つ。ではそれを広めて、より広めて、山と高原の魅力を高める税はどうなのかといいますと、考え方は全く同じく、出来るのだろうということですが、ただもちろん異論、これだけ申し上げますと異論が出るとは思いますけれども、山の魅力、つまり山を訪れてリフレッシュを楽しまれる方、あるいは訪問して眺めていただく方、こういう方々に本当に楽しんでいただくためには、行政サービスをもっと充実させなければいけない。その場合に、では税として、あるいは利用者の負担として考えられるか、考えられないのかということになりますと、もちろん、まだ行政の中身がはっきりしていないのですぐに異論が出るのですが、入山税の考え方の拡張というものは可能であろうということになります。

ですので、先ほど入山税についてご説明申し上げたように、登山者の方にきちんと受益があって、あるいは、登山者の方が山に登るので行政需要が引き起こされるというこの考え方を、もう少し山の中腹、あるいは山の楽しみ方、登山だけではなくて、山からさまざまな魅力、空気であり、景観であり、自然環境であり、生物でありというものの利益、楽しむ利益を受ける方々に拡張したいということで、この考えが成り立つのかどうなのかということ、結論から申し上げますと、専門部会でもいろいろ、さまざまな点から協議をさせていただきまして、考え方としては成り立つだろうと。ただし、今、こだわってこだわって申し上げているように、やはり行政あつての税なので、現実でいうと、まだ出来る、出来ないというものを提案申し上げますことは難しい。考え方は成り立つ。ただ、それが成り立つためには、むしろ観光行政をきちんとご検討いただき、推進していただいて、知事がご提案されているような滞在型の観光県として恥ずかしくない、あるいは、税を負担してもそれでもまた来たくなるという、当初からの目的が果たせるようなしっかりとした行政サービスをしていただきたいということです。そのあかつきには、という言い方をすると、それが出来ないとお聞きしたいに聞こえるかもしれませんが、同時並行だとは思いますが、しっかりと観光行政の財源として税を考える、構想するということが可能であるということになります。

これ、もう一つ申し上げますと、この骨子の9ページの最後の方に書いてございますけれども、これも前回の研究会でご説明して、おおよそ合意を得たところでありまして、単に受益ということだけではなくて、海外で行われているような滞在税の考え方、やはり観光客、あるいは滞在者がある程度長期滞在をするということによって、行政としてやらなければならないことが出てくるという意味で、行政需要の原因になる。あるいは、

場合によっては、一次的ではあれ、住民と似たような存在になるという風にイメージしていただいても分かりやすいかも知れませんが、その面からも、この山と高原の魅力を高める制度は課税根拠が証明されるのではないのかというのが、ここの結論になっております。

最後のところが第3章になります。第2章のところで、おおよそ1年をかけて検討していただいた事項についての考え方を整理したわけでありましてけれども、2章の最後のところで、今申し上げましたように、あくまでもこれは行政が前提になるわけです。これは「入山税」であれ、山と高原の魅力を高める税であれ同じことで、どちらもやはりいまだ早い、もう少しきちんと行政サービスがなされた上でということになります。

ここまでで報告書を終わらせてしまうのは簡単ですけども、途中でも申し上げましたように、税としては、まだ具体的に提案するにはやや時期尚早であるということであっても、このまま放置しますと、よく役所に多いわけですが、努力する、あるいはやることを検討すると言いますと、もうこのまま何年も放置されるというのが役所の常に思う方も多いわけですので、やはり、その部分で推進力、あるいはきっかけにならないのかなということで、最終的に協力金という形で、ありきたりな形ではありますけれども、ぜひ、この「入山税」及び山と高原の魅力を高める税を試みとして、もちろん税ではありませんから試みにならないかもしれませんが、推進力としてご協力をいただける方にはお願いをして、入山税及び山と高原の税が将来的に成立する条件を整えていきたいということをご提案申し上げたのが第3章ということになります。

同時に、これについては、協力金ですからどのくらい集まるかは分かりませんが、集まったときに、ではどう使うんだということもやはり言うておかないと無責任ですので、これについても前回の研究会でご意見を頂戴いたしましたように、県と市町村と山岳関係者の三位一体といいますか、三者連携の山岳環境連絡会（仮称）というのが設置されることになっておりますので、寄附金の使途、使い道についてはそちらで十分な協議をさせていただきたいということで、むしろ県が声かけをして寄附を集めるから、県が使い道を決めるということには決してならないということだけはここで最終的に確認をしたいというのが、この締めくくりに書いてあるところになります。

3章のところは、先ほどから申し上げているように、「世界水準の山岳高原観光地」というような表現も入っておりますけれども、できるだけその滞在型の山岳高原観光地として、長野県が光り輝くような行政サービスを一日も早く策定をしていただいて、実現をしていただき、その後でもう一度この税制研究会にご諮問をいただければ、その時点で具体的に税をやりたいということになるのかもしれない、という期待を込めて書かせていただいております。

骨子の説明は以上でございます。それでは今から各章ごとに、先生方からご意見を頂戴していきたいと思っております。まず、全体についていかがでしょうか、構図、あるいは構成について何なりとございましたら、ご意見、ご批判を頂戴できればと思っております。

すみません、僭越ながら、前回折り悪くご欠席でした沼尾先生、いかがでしょうか。

(沼尾委員)

前回、出席できなかったのが大変申し訳ありませんでした。

こういう形で、骨子案をまとめられて大変だったと思うのですが、本当にどうもありがとうございます。

ちょっと具体的な中身に関わってしまうところにもなるのですが、やはり私は、上高地に行ったときに一番印象的だったのが、現地の方々が、例えば登山道でもいいので

すけれども、山を守るのは誰かということについて、それは県がやることなんでしょうかとおっしゃられたのが大変印象に残っています。だれが整備するのかわからないが、何かあったときの責任をその整備したところが負わなければいけないということになるとすれば、その県内にある山をどういう風に、誰が誰の責任で手を入れていくのかということですね。そこに、県がどういう風に関わって、どういう風に財政資金を出すのか出さないのかということについて、必ずしも関係者で合意が得られていないのだということが一番印象に残りました。

まず、その議論がやっぱり整理されないと、これ入山税であっても、この山と高原の魅力を高める税であっても、そもそも税でやるのか、やらないかということも含めて、議論するのが難しいのだろうと。むしろ、それは地域のコミュニティなり何なりでやってきたことなんだからということになってしまうと、それはそれでいろいろ課題が出てくるかもしれないので。

そういう意味は、今回、この最後のところで、この山岳環境連絡会（仮称）の中で、関係者でこれから保全に向けての議論をしていくということなので、それを踏まえて、ぜひこれからの山・高原を守るというところを考えていくことが大事だという風にまとめたのは意味があることであると思いました。

あと、もう1点だけ申し上げますと、実はちょっと大変気になったのは、税に関する受益と負担というところの書き方で、つまりこれ、受益を受ける人が負担するということであれば料金でいいわけですし、税である以上、それは直接的な明確な受益、サービスを受けてなくても、やはり反対給付と関係なく負担をするのが税ですので、その辺りの税に関する書きぶりのところは、もう少し整理する必要があるのかなと思いました。

無論、受益がある方が負担に対して理解は得やすいという意味で、受益と負担というものを示していくということは大事だと思うんですけども、書き方が気になった箇所が、細かいところでですけども何か所かありました。以上です。

（青木座長）

ありがとうございました。今ご指摘いただいた点については私も同じことを感づいておりましたので、これから更に鋭意修文をかけます。難しいところですけども、これまで、受益、受益という言い方をかなり強くしておりまして、これはなぜかという、税、作る側には受益があった方が、明確な方が分かりやすいですねということで、どうもその色彩が強すぎてしまったので、ちょっと、今、微妙に薄めようとしているところですので、ご理解をください。

むしろ大事なのは1番目の点なのですが、これも、堀越先生、小澤先生もご意見があればいただければと思うんですが、この報告書の性格、あるいは最終的な結論とも関わるのですが、今回、我々、ではこの1年検討してみて、いよいよまとめということになると、このまとめの意味が何だろうということになるんです。となると、実をいうと、沼尾先生から今ご指摘いただいた関係者の合意、もしくはこの問題についての、広い意味での県民の理解と協議がまだ足りていないだろうというのが正直な私の感想ですから、全く沼尾先生と同じことなのですが。

ですので、我々、あくまでその観点に立つと、この報告書は何ですかということになると、税としてあるか、ないかというものの考え方の整理をしたということに止まるのだろうと。ですから、これをやれというためには、やはり県民の理解と合意をいただきたい。特に山岳関係者の方がどう思われているのかということは、一番大事なところですので。

ですので、我々はあくまで、税としてやるのかやらないのかということも含めて、今回

は考え方として成り立つかどうかということの整理をしたけれども、それ以上のところにはまだ至っていないので、税を提案するよりも協力金をご提案申し上げるのが正直なところになるのかなと思うのですが、こういう考えでよろしいでしょうか。沼尾先生、いかがですか。

(沼尾委員)

これで承知しましたので、大丈夫です。

(青木座長)

よろしいでしょうか。ですので、報告書、メディアの方もいらっしゃるので、敢えて今、宣言してしまいましたけれども、ですからそこまでは実は踏み出せないといえますか、私も一番大事な関係者、山岳関係者及び県民の理解、協議、合意、おおよそのコンセンサス、この部分がなければ税としてやるべきだとは、やはり言えない、というのが一番大きなところですよ。

ただ、我々はこれから関係者の方、そして県、市町村、今までのように曖昧なままずっと来ないで、むしろ協議をして決めてくださいと、それを決めていただいたあかつきには、我々の整理をしたことが生きてきますという位置付けになるのかなという風に考えております。よろしいでしょうか。

では、全体としますと、そういうことにさせていただき、全体、あるいは位置付けからすると、かなり中心的なことを申し上げましたけれども、そういうことにさせていただきたいと思えます。

それでは、少し各章、あるいは各節ごとにご意見を頂戴していきたいという風に思います。

第1章のところ、もちろん、まだこれ報告書ではありませんので、報告書の場合には、これにさらに、例えば長野県の事業仕分けでどういう意見が出たとか、あるいは報道でどういうものが報道されたとか、我々の発言もよくメディアの方に引用していただいていますけれども、逆にメディアの方の文章もいただくという風に思っておりますので、どういう報道があってこういうことになりましたということで、ここは膨らませていきたいという風に思っております。

当然、知事のご説明、ご諮問についても、どういうことでこのご諮問をいただいて、滞在型観光地というものを目指されているのかも、観光企画課の方からまた資料なども頂きつつ、この部分は膨らませて、こういう背景があって知事のご諮問もありましたということは膨らませていきたいという風に考えております。

ここはもう事実の経緯だけなのですが、この部分はよろしいですよ。

(沼尾委員)

すみません。2番目の、山岳遭難の増加と「入山税」報道のところなのですけれども。入山税の財源の用途について、想定されるのはこの3つであるという風に言ってしまうのですけれども、ちょっとこれ何か入山税の定義のような風に読めてしまうので。

つまりそういうことを前提に検討されたのであればそうですし、「遭難救助が加わっていくことになる」というのも、ちょっと書きぶりとしてよく分からないので、つまり、この間、長野県の議論では、そのあと遭難救助も入れてはどうかというようなことで、この4つを軸に、それに対する財源獲得手段として、入山税が挙げたというような書き方にしておかれた方がいいのではないかと思います。



(青木座長)

ありがとうございます。私もここの部分は分かりませんが、我々が諮問される前の話であり、私、内々にもお聞きをしていないと思うんですけども。何となく、我々が諮問されたときには、この4つが出てきていたと思いますけれども。

沼尾先生のおっしゃるように、入山税イコールこの4点セット、もしくは3点セットというと、ちょっと、なぜという疑問も湧きますので、お教えいただければと思います。

(小林税務課長)

初めに山岳遭難防止対策の話が出たのは事業仕分けがきっかけとなっていますが、その後、山に関わる部分でどういう課題があるのかという流れの中で、環境面、あるいは遭難救助というものが出てきております。環境面とか、山小屋のトイレ、それらを含めて、登山道というものには課題があるというところから、これらも含めて検討いただいたらどうかという流れで出てきております。

(青木座長)

山のてっぺんといいますか、登山に関わる場所の行政が関わりそうな部分を挙げると、こうなったというのが実態ということよろしいですか。はい。

要は、今、沼尾先生にご指摘いただいたように、少し書きぶりをちゃんとその辺、決めていって、分かるような文章にしたいという風に思います。

何かこの辺の資料があれば、また事務局、あとでお出しいただくと助かります。他はいかがでしょうか。

この部分、最後のところで、専門部会と研究会という風に書いてあって、その次の章が研究会の検討ということになっております。

少し、この最後のところに、検討の時間的な経緯というか、流れというか、特に関係者の方にヒアリングをさせていただいたというようなことをこの辺りに少し書き込んで、あまりたくさんは入らないと思いますけれども、やはり生の貴重な声ですので、少しご発言を拾って、この部分に入れていきたいと、他にちょっと入るところがあればなんですが。例えば第2章の2のところ、登山の変化・変容のところでは少し関係者の方の声を入れているのですが、こういう形で挿入をしていく際に、検討のタイムテーブル的なことは少しこの1章の最後で触れたいという風に思います。

次に第2章の方ですけども、いかがでしょうか。1のところ、検討の目的ということで、先ほどご説明申し上げたように、長野県、あるいは研究会としての宣言ということで、入山規制ではありませんということが書いてあります。この部分はいかがでしょう。

もしも無いようでしたら、この部分についても少し資料を、山岳関係の資料を入れてボリュームアップしたいという風に思います。「一方の長野県であるが、山岳・高原との関係について見てみると」というところで、いかに登山者があるかということですか、山がどれくらいあるかというようなことを少し、グラフィカルなものも含めて入れていきたいという風に思います。

その次ですけども、ここもちょっと唐突ではありますが、さっきご説明申し上げたように、我々の検討あるいは税としての整理の前提として大事なことかと思いましたので、登山の変化・変容を書かせていただきました。いわゆる、山に登る軽装の方だとか、山ガールの話とかといったようなものを想定しながらここを書いてございます。

なぜ書いたのかをもう一度申し上げますと、こういう大衆化といいますか、登山の経験

の少ない方が気楽に登ってくる状況が生まれたので、やはり山岳行政をしっかりと、その財源を、入山のときの入山税でやらないとしようがないのではないのでしょうかという意味で、これが書かれております。

これはもう堀越先生にお伺いするしかないと思うのですが、いかがでしょうか、ここの書きぶりは。何か、まだ足りなければもっと過激に？よろしいですか。

(堀越委員)

私はこれでいいと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。では、今の1、2を前提に、世界遺産と違いますと、かつ登山が変化していますということで入山税の検討ということです。

いよいよここが核心部分になります。入山税の検討、これ括弧の上の部分で6行ぐらいあります。もちろん、これもまた報告書で膨らませますけれども。単純に結論とすると、入山税の考え方は成り立つのではないのかと、ただ一つだけ、山岳遭難救助については違いますということになります。

遭難救助については、まだこれ、ここの部分、書きぶりが少ないのかもしれませんが、結構ボリュームをとって、5ページの頭のところまでいっております。検討経過、これがまだ文章化がきちんとされていけませんので、ちょっと私もまだ違和感がかなり残っている文章なのですけれども、検討結果に書いてあるところを少し、もう少しかみ砕いて分かりやすくやりたい。

ただ、結論からいいますと、やはり国民といいますか、住民、あるいはそれは他の人と他自治体の住民を含めて、身体、財産の安全に関わる行政を、その費用が発生する原因を作った人に負担させるということはやはりおかしいのではないかということが根本の根本になります。今から堀越先生にぜひまたご意見を頂戴したいのですけれども、この考えに加えて、やはり、もし仮に原因者に負担させろということであっても、なかなかこの方法が実は難しいというのがこの4ページのところに書いてありまして、遭難した人に、では実費を請求するということになりますと、これ税ではなくなりますので、料金請求という形になるのだろうという風に思います。逆に、では税でやるということになるとどうなるかという、あらかじめ登山する人から全員集めておいてという話になりますから、必ずしも原因者負担にはならない。

したがって、集める方法、あるいは集めることと、その原因者負担というものとも一致しないということがありますので、遭難救助については、やはり一般財源を使って国民に広く、どの自治体の住民であれ、国民に行政としてやるべき仕事であろうという結論にさせていただいたところです。

もちろん強く自己負担、原因者負担が必要だというご意見があったということは明記をさせていただいておりますし、これは最終の報告書でも必ず残したいという風に思っております。

この点については、県民の素朴な気持ちとして、よくよく分かるわけです。安易な登山、軽装で、ルールをあまり守らずに登山したあげくに滑落をして、その費用が数十万円、数百万円になると、これを県の住民の負担で賄うのはいかがなものかと言われれば、何も考えなければ、何だということになるのもよく分かりますので、この辺りをしっかりと書かせていただいた上で、それでもやはりということで、先ほどの結論にさせていただければと思うのですが、先生、いかがでしょうか。

(堀越委員)

やはりこの部分は、もう少し書き込んでいただきたいという風に思うところなんです。それで、この議論はもうこの委員会では終わったとは思っているんですけども、誤解しないように、もう一度述べさせていただきたい点がございます。

まず、自己負担すべきだという点についてなんですが、罰則的な意味からとか、そういったものではないということをご理解いただきたい。それから、国民の身体的安全に関わる行政、つまり行政は国民の安全を守るのが仕事なのだからというところからいきますと、やはり私はそこら辺に引っかかりを持ってしまうのです。なぜかといいますと、国民の安全を守るのは確かにそうなのですが、山岳という点から見ますと、日常的なものからかけ離れている部分だと思うのです。ということは、日常生活において、行政が国民の安全を守るということは理解できるんですけども、自分が好んで飛び込んだ、そうした世界の中にまでそうした行政としての責務が出てくるのかどうなのかというところが、ちょっと私の中にはまだ納得いかない点であります。逆にそうした、行政が国民の安全を守るという観点から行くのであるならば、やはり、たまたま自己負担せざるを得なかった遭難救助費用はどうなるのだろうか、そこまでやはり検討していただきたいと思います。

前回もちょっとそのことは申し上げたのですが、私が言うのは、では救援へりを増やせとかそういった問題ではなくて、自己負担が出たのであるならば、それを県なら県の方で負担するぐらいの、そういった何か手だてといいますか、手法といいますか、そういったことまで検討すべきではないのかなという風に思います。やはり平等ということから考えると、そここのところを検討しないでこのままとめてしまうというのは、何かちょっと腑に落ちない部分が私の中にあります。

それで、やっぱり自分が日常生活からかけ離れた部分であるというところから、ある程度は自分自身の責任というものが生ずるのであって、そういった意味からも、やはり自己負担ということが必要なのではないかということです。

では、もし自己負担となるのであるならば、どういった形で徴収したらいいかというような話も先ほど出ましたけれども、これについて税金だとか料金だとか、そういったことよりも、実費負担をそのまま、後になっても負担するという制度を採ってしまえば、登山者にとってもそれが一つの啓蒙活動で、山岳保険に加入する、自分の身は自分で責任を持って守るんだというようなところにまで私は繋がっていくという風に思っています。以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。この部分については、ちょっと最終的な文案については、事務局とまた頭を悩ませていきたいと思います。

ご指摘は二つあって、一つは、やはり山は違うのだというところが第1点。この部分、どういう風に考えるか、なかなか難しい部分があります。この意見は以前から先生の方からお伺いしていましたので、実は敢えて登山の変容をわざわざ入れたというのが正直なところで、この部分のかけ離れた、日常生活とかけ離れたという感覚、あるいは意識のない人が増えてしまっているのをどうしようかという部分になって、では、その日常生活とかけ離れたとって思っていないで登山して遭難してしまった人には救急車を出さなくていいのか、救助に行かなくていいのかという話になりますので、なかなかこれ難しい、哲学論争も含まれるかもしれませんが、こういうご意見があったということは書かせていただきます、しっかりと。

それともう一つ、これもちょっとコインの表と裏にはなりますけれども、いわゆる公平感です。では、民間ヘリを飛ばしたときの負担をどう考えるのかということで、逆に言うと、それを今度はまたひっくり返して、いや民間ヘリで取られるんだから県警ヘリも取れというご意見にもなるわけで。この第2点目もよくよく、お気持ちはよくよく分かりますので、どう書けるかなんですね。

特に、やはり決定的なところが難しいんですが、第1番目です。現時点での研究会の結論は、やはり身体・生命に関わることは放置をできないので行政がやるべきで、かつ、それを、例えば遭難した人に、あなたは遭難救助で何十万円、何百万円かかっていますから来月末までに納付しなさいということを書いていいのかどうか。その根拠として、山は特別だからということを書いていいのかどうかということになります。この部分については両論併記は不可能ですので、どういたしましょうかという風に思うのですが。

何か、この辺でご意見をいただければありがたいですが、堀越先生以外の先生方に。

(堀越委員)

報告書の中では、「自己責任の観点から自己負担を強く求める意見もあった」でよろしいのですが、今、私が発言させていただいたことを議事録として残していただければという風に思います。

それともう1点、もし出来ることであるならば、先ほどの民間ヘリを出動した場合のその費用負担についても、検討の余地があるとか、そのくらいはやはり少し入れてもらいたいなという風には・・・

(青木座長)

現状のところを書いておくことは、当然これ可能ですので、今は、県のヘリコプターだという場合のところを書いてあって、ここのところ、民間の場合には、うん十万円かかるので、首尾良くというのか、うまく県警に助けられた人と民間機を飛ばさざるを得なかった人との間で不公平感が生じていて、これをどうすべきかを真剣に考える時期であるというようなことを書くことは可能かなという風に思います。

(堀越委員)

そういうような形で加筆していただければ、ありがたいと思いますけれども。

(青木座長)

よろしいでしょうか、今のところは。ですので、ここの部分は、おっしゃるとおり確かにそれはそのとおりで、ですから逆にいうと、救助を依頼する際に、民間ヘリを飛ばすのなら来なくていいという話がよく出てきてしまっているところです。

もう一つ、最初のところですが、先ほど申し上げたように、どの辺の書き込みが必要でしょうかという風に申し上げたんですが、2番のところをもうちょっと拡張して、そもそも日常生活とか離れたところなんですよというようなことをこちらに書かせていただくということはいかがでしょうか。つまり、ここのところで、我々も、あるいは専門部会でもお話しているんですが、そもそも、これほど大衆化していなければ、先ほどからくどく何回も申し上げているんですが、入山税も考えなくていいし、行政もまあ今までどおり、ある程度、登山道の整備の責任もあいまいになっても大きな問題はない。

ところが、この2番の変容があるので、全てがやはり問題になってきてしまっていて、そうすると、堀越先生のように、2番に書いてある伝統的なところがよくよく分かっている

らっしゃる登山のプロの方、本当の登山好き、好きだけで区別してはいけないと思うんですけども、登山のことがよく分かっている、ずっと訓練も行っていらっしゃる方からすると、この人たちは何だということになるんです。この人たちを排除できるのであれば、先生のご不満もあまり出ずに、自己負担という話が出なくて済む。そもそもが登山のプロの方が自己責任、自己負担と、よくお分かりの方ばかりですので必要がないわけですけども、そうじゃない方がいかに増えてしまったかというところが問題の発端ですので、やはり日常生活と全く同じ気持ちで高い山に来てしまうという現状からすると、遭難救助をやったからといって、では実費負担を、ということがなかなか言いにくいのだろうなということだと思います。

それと、もう1点追加させてください。実をいうと専門部会でもこの点、くどくどと相当やったんですが、そのときに出たもう一つの意見が、遭難防止のところをきちんとやるべきだということで、今、先生からいただいた意見を(2)のほうの遭難防止の方にも入れさせていただいて、日常生活とかけ離れたというのが登山ですよということをきちんと行政として考えるべきだと。もう一つ、これはスポーツ課と観光企画課のどちらにお伺いすればいいのか分からないのですが、この遭難防止事業について、本当に現状で十分なのかということからすると、緊急の課題があるのはこの部分も同じだと。先ほど申し上げなかったんですが、一番分かりやすいのが、メディアの方も含めて一番分かりやすいのがトイレの話でして、これは急いでやらないと垂れ流しますよということ、そのとおりとおっしゃるんですが、遭難防止を急いでやらないとダメですよとはなかなか伝わらないので、今、例としては申し上げなかったんですが、実は遭難救助の問題を解決するためには、遭難防止に相当力を入れろというのが専門部会の強い意見だったんですね。

ですので、この緊急の課題として遭難防止を、例えばもう山に登る前には、わきまえていなさそうな人は必ず研修を義務付けるとか、「日常生活ではないですよ、ここから先は」というような標識を立てるとか、スマホに配信するとか、ある程度の標高よりも上に行ったらここは危険地帯だと発信するとか、いくらでも方法は、我々が考えることではないんですけども、とにかく充実させてくれというところで先生のご意見をちょっと入れさせていただければという風に思っております。いかがでしょう、ここ。遭難救助と防止は表裏だというのが専門部会の意見でして、ですから、余計に山ガール、あるいは流行で登っているような方にもきちんと防止、遭難防止の研修を受けていただいて、立派な登山家になっていただくということが大事でしょうということをこの部分でかなり書きたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

はい、では引き続き、また事務局と文面を考えた上で報告させていただきたいと思いません。

その他いかがでしょう、(2)ですね、登山道、遭難防止、山小屋トイレということで。

この点についても、これまでの研究会でも、あるいは上高地のヒアリングでも出てきたように、一部有料化しておりますので、この有料化との兼ね合いがどうだとか、あるいは環境省の補助金との兼ね合いがどうだとか、いろいろこの部分も、もう大分膨らむ話になるとは思います。結論とすれば、6ページの後半に書いてあるとおりです。

もちろん、ここで先ほど沼尾先生からご指摘いただいた受益、あまり受益ばかりではなくて、きちんと理由を掲げることいたします。

(沼尾委員)

今の山岳遭難救助のところなんですけれども、「国民の身体的安全に関わる行政については一般的な租税を用いて行うべきことは明白である」という書きぶりになっているんで

すが、おそらく今回、そもそもこの税の話が出た一番最初のところは、結局、その事業仕分けで、なぜその辺がそうなっていて、山に登った場合の救助費用をどうするのかというところから始まっているわけですね。

おそらく、ちょっと今回、これ資料が載っていませんけれども、その金額としてもかなり大きなものなんだろうと。そのこのところのやっぱり議論の前段として、少なくとも県内でそういう意見が出て、その規模感がどのくらいなのかということをやっぱり明記する必要はあると思います。

その上で、国民の身体的安全に関わる行政については、一般的な租税を用いて行うということは明白だというよりも、それは基本原則だと、明白だということではなく。ただやっぱり、さはさりながら、では本当にそういう形で、先ほどの堀越委員のお話にもありましたけれども、通常時ではなくて、わざわざ、本当に身の危険があるところに気軽に勉強しないで行ってしまった者に関して、そこまで本当に県民が負担するのかというような話には当然なり得ると思います。そのこのところについても両論併記で示しつつ、これ当然、逆もあるわけで、長野の方がよその県の山で遭難することもあるかもしれないわけですし、あるいは、これらに関する費用について、では地方交付税措置はないのかということ、そういうことでもないと思いますので、その辺りは整理が必要だと思うんですけども。

ちょっとやっぱり、この書きぶりは絶対に一般的な租税なんだと、明白だという風になってしまっているの、それは原則は原則だけれども、やっぱりそこは自己負担というか、本来は自己責任だということは周知しなければいけないし、救助費用の負担のあり方についても課題もあるので、そこはそこでやっぱりこれから検討していかなければいけないということをもう少し積極的に謳ってもいいのではないかとということ、今、堀越委員のご意見を伺いながら感じました。

(青木座長)

ありがとうございました。やはりここが、意見がさまざま出ることが明白なところ。今回、ご指摘のとおりだと思います。

今回、なぜかという骨子なので、結論を先に書いてしまったというのが実はありまして、その前提で、検討結果の1行目のところをもうちょっと膨らませたかったんです、私も。これから膨らませますけれども、「県民が登山者に負担を求めたくなる心情は十分理解できる。」というのは、まさに今、ご指摘があったようなものをもっと膨らませたいなというところなんです。

ただこれは、やればやるほど難しく、山が危険地帯と認定するのも何か強すぎるというのがあって、例えば海外旅行と同じですが、渡航危険ですよと言われるところにわざわざ行ったらその人の自己責任かという話になるので、なかなか線引きは非常に難しいんです。

もちろん両先生がおっしゃるように、山が日常生活と違って危険だというのは分かるんですが、本当にそう認定してしまっているものなのかということも、実はちょっと二の足を踏むところでして、この辺りも山岳関係者の方がいるのであればまだしも、素人の我々がどこまで踏み込めるのかというのがなかなか難しいところがありますので、もちろん今、ご指摘のように、あるいは、今、堀越先生にもお話したように、ここの部分、相当、十分に書きます。書いて書いて、またご意見を頂ければ直していくという作業を繰り返したいと思っておりますけれども、今申し上げたようなところが正直なところだというのはぜひご理解をいただければという風に思います。

気持ちはよく分かっていますし、同じなのですが、なかなか書きぶり、どこまで書いたらいいのかというのが非常に難しい。ぜひまた年越しで、次回までに1、2カ月くらいは

ありますので、ちょっとその間にまた見ていただいて、文章のやりとりをさせていただければと思います。ありがとうございます。

(堀越委員)

先ほど沼尾委員から受益のことについてお話がありましたけれども、拘って申し訳ないんですが、遭難救援費用について、その費用を県に負担してもらおうということ自体が受益になるのではないかという風に、それはそういう考え方はおかしいでしょうか。

そうすると、やはりその受益がある人についてはそれなりの負担をとということが、その後の方でも出てきていますので、その辺の「受益」の使い方といいますか説明というのを、やはりもう少し明確にした方がいいのかなという風に思いました。

(青木座長)

この部分、難しいんですが、よく、都会ですと救急車の例で言われるんですけど、この場合の受益というのは、直接的な受益はもちろん救助された方、救急車の場合には搬送された方が直接なんです、全員が受ける可能性があるといえば、全員可能性がある。

都会の場合であれば、今のように全員が可能性があるし、別に何ら責めるべき落ち度がないので、という話になって、救急車の場合にはそれで落ち着くんですけども。そこにもう一段、先ほど先生がおっしゃっていたように、ここは危険地帯だからというか、入ってくるのをどう考えるかが、やはり一つの重要な要因になってしまっていて。

ですから、受益だけで説明をすれば、登山する人は遭難する可能性があるんだからという話になってしまって、遭難する可能性があるんだから受益者負担ですよとなると、登山する人みんなに負担させることになるんですね。

ところが、そうしますと、先生のご意見とは真逆にいつてしまう。登山する人みんなが払うことになり、誰か他の遭難した人の行政サービスになるということになってしまいますから、それ一番、お嫌いな部分じゃないですか。安易な人と、弁えていて、きちんと守っているという人とが一緒になってしまうんです。

(堀越委員)

そういうことではなくて、例えば山小屋トイレなどにしても、受益を受けている、受益者負担という話が出てきましたよね。そうすると、そういった考え方からいくと、その遭難、救援費用についても救助された人が負担すべきだという風に繋がってしまうのではないかという風に思ったんです。

(青木座長)

すみません、言葉が足りなかったと思うんですが、山小屋トイレの整備については、使うだけであれば、これ料金だけでいいので、今は料金といっても、取っている、有料化しているところでも3割から4割、この間、ご一緒にお聞きしましたけれども、全部の料金をカバーできないけれども、料金は料金です。

ここで言っている受益というのは、山に登る人がみんなトイレを利用する可能性があるし、もう一つ、さらに言えば、その受益の範囲というのはある程度広いんです。というのは、そのトイレを整備することによって、山の自然環境を守れるということも含めて受益がある。

ですから、トイレの利用という直接的な利益だけではなくて、間接的な山小屋トイレ整備による受益というものをここで受益と言っていますから、同じ、これを、今度、救助の

方でやっていくと、救助の直接的な受益だけではなくて、潜在的にみんな滑落する危険性があるんだから、みんなでやりましょう、みんなで負担をしましょうと。それで、その直接的な人でない人も分担をして、その救助制度があるという、広い意味での受益を負担しましょうということになるんですね。

(堀越委員)

その辺の、そういった意味での受益ということをもう少し分かりやすく表現していただいた方がいいかなという、そういう意見です。

(青木座長)

確かにこれ、なかなか税の専門用語の解説にしている暇がないので、ご指摘のとおりで、誤解されることが多々ありますし、これ講義で教えていても難しいところがありますけれども。注意して、この点についてもまた先生方に議論していただけるようにしたいと思いません。

よろしいでしょうか、先ほど申し上げたように、3点セットの方に行きますけれども、3点セットの方、個々の書き込みがやや足りていないので、もう少しここを膨らませていきたいと思えます。水本委員が前回の研究会で相当おっしゃっていましたので、その議事録も掘り起こしつつ、それぞれどれがどういう必要性が高いかということ、遭難防止については先ほど私からも申し上げましたし、登山道についても、これも冒頭から先生の方もご懸念をいただいているように、なかなかその範囲が難しい。県で、では実際やっているのかというと、現実、今、この時点ではなかなかやっているとは言えない現状にありますので。そういったことも含めて、きちんと書いた上で膨らませていきたいという風に思えます。

その上で、この3点セットに基づく「入山税」の考え方は、税の考え方とすると適正であると、あるいは実現の可能性はあるという結論になっておりますが、この点はよろしいでしょうか。

ちょっと、今、端的に言っていますけれども、言葉が強すぎるかもしれません。よろしいでしょうか。5、6から7ページにかけてでも構いません、税の負担を求めることの必要性の部分です。

(小澤委員)

7ページが税の負担を求めることの必要性ということで、先ほど敢えてお入れになったというご説明をいただきました。また、一番冒頭に、いろいろと放置したままだとどうなるかという疑問が生じる、ということであったり、一般財源の疑問ということで、その後詳細をご説明いただきました。ただ、結局、最後は一般財源で賄ってしまうという結論に至ってしまっていて、税の負担を求めることの必要性の解説にはなっていないのではないか、という風に読んでしまったんですが。

(青木座長)

最後は一般財源で賄える、ということは実は書いていなくて、この部分、実をいうと、今日資料を、3番ですけれども、長野県における行政・財政改革の取組についてという資料を用意していただいているんです。これは本当に、今回、我々が税を提案するのであれば、この点は決定的な部分なので、慎重に議論をして、一般財源でなぜ出来ないのかということをやりますね。そのために資料はご用意いただいたんですけれども、今回、実は



税としての考え方の整理なので、触れておかないわけにはいかないんだけど、どこまで詳しくやるかは、今日お任せしますという風に事務局からは実は言われていまして、小澤先生のほうで、この辺、もう少し立ち入ってやるべきだということであれば、今、この資料のご説明もいただきますけれども。結論だけいうと、8ページの頭のところに書いてあるように、一生懸命行革やっけてきているけれども、やっぱりそれでも財源難は厳しいですよということにしてあるんですね。

決して御用委員会的な意味は全く考えておりませんし、そんなことは頭に毛頭ないんですけれども。やはり、もしも本気で山の行政をやるという風になりますと、なかなか一般財源の整理だけは済みませんよ、ということになりますし、あるいは税として「入山税」であれ、山と高原の魅力を高める税であれ、もしも本当にやろうとするのであれば、ぎりぎりもっと、雑巾があったら50枚ぐらい絞れみたいなことが前提条件になりますよ、ぐらいは書くつもりでおります。

ですので、むしろ法定外税としてやる場合の前提条件として大事なところという意味で、実はお出しをさせていただいているというのが正直なところですよ。

(小澤委員)

今の前提条件という話でしたら非常によく理解できて、今日の会議の一番前段でも沼尾先生もおっしゃったとおり、山小屋の皆さんの話を伺ったところ、誰が何をやるのか、果たして県がやるのかという役割分担だとか、どこまでやるのかという話も曖昧模糊としたままこの議論に入るなんて時期尚早というのは、やっぱり私もそのとおりだと思っています。

そういう文脈で見ると、税の負担を求めることの必要性について説いているのではなくて、あくまで前提としてやっぱり押さえておくべき役割分担であったり、さっきの議論のままの延長線のことを書かれていますので、そのように読ませていただきました。

(青木座長)

ありがとうございます。ちょっとタイトル、最初に章分けしたときと少し意味が変わってきて、小澤先生のおっしゃるとおりの対応になっていますので。むしろ県に求められることについて税の構想をもし進めるのであれば、県、あるいは行政に求められることということになっておりますので、これはこれで必要ということですね。

(小澤委員)

そうですね。それができないと、次に進まないですし、もう少し議論を、そんな風に行政に求められることに気がついたということが、冒頭のまとめの部分で書かれているということだと思います。

(青木座長)

ここのタイトルと少し文章ももちろん変えさせていただくと、おそらく最初に、冒頭、今日の冒頭、沼尾先生からご指摘いただいた点も少し、懸念は改善するかなという風に思っていますので。一つはこの関係者に関して、もう一つは財政について、県に求められるというか、ということにしたいという風に思っています。

それでは、最後のほうに差しかかってきておりますけれども、今度は8ページの5番になります。「入山税」から「山と高原の魅力を高める税」への拡張について。

この部分、実は、正直に申し上げますと、くどくどと申し上げているように、まずは行

政ありきなものですから、なかなか説得力を高めることが実は難しいんです。それと同時にもう一つ、これは多分、小澤先生からも改めてご指摘いただけるとは思いますけれども、やはりこれ地元の方、あるいは特に観光業者、山岳関係者、地元市町村、このあたりの方と本当の十分なコンセンサスがなければ、安易に書けないことになりますので、ちょっと筆が鈍っているのもそのせいなんです。逆に言いますと、その前提条件を満たすための努力はしっかりとやれという性格は強めたいなど。

ですから、税の考え方、これちょっとまだ具体的なものがないのでボヤッとしてしまいますけれども、税の考え方としてはあり得る。ただし、そのためには行政の明確化ということで、申し訳ありませんが、特に観光関係の部局の方々には努力をいただかなければいけませんし、それと同時に、その方々を中心にして、地元の市町村、業者、関係者とかかなり慎重、かつ時間をかけた協議をしていただきたいということが、これ多分結論になるので。この、実は5も、県に求められることという流れが同じような性格になるという風に考えております。

この点で何か膨らませられるご意見を頂けるとありがたいですし、何か足りないところがあれば、お願いいたします。

この辺、ちょっと事務局、あるいは総務部長もいらっしゃいますので、この辺の今後の見通し、特に何か膨らませられることはありますでしょうか、あまりないですか。

ちょっと我々も何か具体がないので、書きぶりが難しく、8ページの一番下のように、我々として想定ができる、すぐに思いつくのは登山道標識だとか、山岳・高原地の景観保全とか、水資源の保全とか、ちょっとかなり幅広くなってしまうと、逆に広すぎるだろうと言われかねないんですけれども。

(岩崎総務部長)

今のお話で、まさにこれからどうしていこうかという部分に、議論として広がってきたという風に理解をしております。

長野県全体としては、その山岳・高原をいかに利用していただきながら活性化を図るかというの、もう一つの命題だという風に捉えておまして、そのための環境整備としてどんなことができるかということについては、現在もいろいろな形で検討しておりますし、今後も検討が続いていくということで、現段階で結論を出してこっちの方向というのは難しいですけれども、アイデアレベルについては、観光部を中心にしていろいろなアイデアがある部分でございまして、引き続きの検討の中で、また一緒に検討させていただきたい、提供できる資料も提供していきたいという風に考えておりますので、そんな形でお願したいという風に思います。

(青木座長)

ありがとうございました。突然振りまして大変失礼をいたしました。

この部分、我々、この報告書の前の方にも書いてあるとおり、別に税を好きで検討したわけではありません。あくまで山と高原と長野県の自然の財産、そして観光の財産、これを活性化したいというのが唯一の目的ですので、少しここの部分は前向きに書きたいと思っております。

前向きと同時に、いや県はしっかりとやれという意味で、税からの注文出しの色彩を強められればという風に思いますので、ちょっと関係する部局の部長さんにはイライラさせるかもしれないけれども、それぐらいでないとなかなか報告書をまとめる意味がございませんので、県に早急にどンドンやらないと、せっかくいい財産を持っているのにもったい

ないということで、前向きに書かせていただければという風に思います。

現時点でも結構ある程度書き込んであって、単なる道路整備にするなどか、もっといいことを考えるということは書いてありますので。

(沼尾委員)

入山税から山と高原の魅力を高める税へ拡張するということだと思うんですけれども、前々回のときに、私、一度申し上げたのではないかなと思うんですが、これ、目的だとか対象が若干ずれると思うんですけれども。つまり、既に長野県の場合には、県民に対しては住民税の超過課税で森林税をかけていまして、今度、これはむしろ域外、県外、往々に県外からやってくる方たちに、県内の山や高原の魅力を高めるという活動に、ある意味、参加をして欲しいと、そういうメッセージも込めた形で、こういう負担を求めつつ美しい山を守っていきましようということだと思うんです。ですので、まずそこに関して整理をする必要があるのかなと思うんですが。

1点、気になったのは使途の問題でして、これ、おそらく県庁内部では、所管課とか予算が分かれると思うので全く問題なく線引き出来ると思うんですが、これが例えば市町村だとか現場に下りていったときに、どっちの税金を使うかみたいな話が絶対出てきて、何か使い勝手のいい方を使おうとか、取れたものを使うとか、何か説明責任と違った形でお金が動いていくのではないかなということが大変心配しているところがあります。

なので、ぜひ、その辺りのところを、これどういう目的で使うのかということと、やっぱり県民は森林税で広く薄く負担しているの、域外からやってきた方たちにも、それとは別の形でぜひ協力していただきたいというような、その気持ちを込めることが大事なかなということと、そこの使途のところについては、今、議論に出ていましたけれども、ぜひ、関係する方たちの間でどういうところに財政需要があるのかですとか、どういう活動をしていくことが山や高原の魅力を高めることに繋がるのかとか、そこで県としてはどういう支援が出来るのかというようなところを、ぜひ主体的に検討していただけたらと思います。

あと、それから、おそらく観光関連の事業所さんからすると、こんな税なんかを実施することとなった日には観光客が減る、という議論はあると思うんですけれども、例えばこれ、どちらかというところと応益課税で、原因者課税ではないと思うんですが、岐阜県の乗鞍環境保全税なんかは乗用車が1台300円ですけれども、それで乗鞍へ行く人が減るかということ、多分、そういうことではないと思いますし、これは当然、いくら課税するかということにもよると思うんですけれども、そこで100円、200円税がかかったからということで行く場所を変えるということはおそらくないのではないかなと思います。その辺りはいろいろな研究成果、過去の他地域での課税の結果、どういう動きがあったかというようなことはいろいろな、既に成果もあると思いますので、ぜひその辺りの、これまでの結果なんかも示していただきながら検討していただけたらと思います。また今、申し上げたようなことについて、もう少し書き込んでいただけたらなと思いました。

(青木座長)

ありがとうございます。この部分もまさに悩んでいるところを、今、ズバッと意見を頂戴しました。

実は、書き込むのが少し怖いのは、やはり変にひとり歩きをして事業者の方に要らぬ反発心をあらかじめ煽ってもしようがないというのがありましたので。ただ、やはり今、沼尾先生がおっしゃったように、大丈夫ですよと言っておくことも大事かなと思いますので、

それがどこのバランスで落とせるかというのを少しやってみて、書いてみます。書いてみた上で、先生方のご判断を仰ぎたいと。一番怖かったのは実はこういうところでこういう発言すると、またメディアを通してバーストと広がって、明日の新聞で叩かれるのが怖いぞ、というのがありましたので、ちょっとそこを警戒したというのが正直なところでは。

もう一つ、今、ご指摘いただきました県民税との関係、実は少し難しい部分が無きにしも非ず、という状況です。実を言いますと、森を守る、山を守る、当然、県民超過、去年、我々が答申申し上げて継続になりましたけれども、山を守るために県民は超過負担している、こちらについては来訪者の方が、ということになるんですが、この来訪者の方というのは、もちろんこれ課税の方法を決めていないので、どうやって取るか、おおよそ想定するとおりにすけれども、その場合に、これひょっとしたら県民も入っているぞ、という場合、どうするのか、どう説明するんだというのが実は専門部会で出されまして、実は取って今回、口をつぐんでおいたというのが正直なところでは。

言葉がまたひとり歩きすると嫌なんですが、例えば、県民税の超過課税の対象である県内の松本市在住の方が、開田高原辺りに行って泊まります、1週間滞在しました、といったときに、では、その方にもご負担を、といった場合、これは税負担を2回しているという話になるのかならないのか。専門部会ではちょっと警戒はした方がいいですよというご意見をいただいていたので、今回は出していないんですが、もしも、やっぱりそこは整理した方がいいということであれば、これは実はオリジナルの方には入って入って、整頓整理はしてあって、過去2回ぐらい、ずっとそれでお出しをしていたんですが、今回、実は引っ込めてしまいましたので……。どっちがいいですか。当然、これは来訪者、あるいは観光客に、観光者という言い方をしておりますけれども、実態はそういうことです。想定しているのは他自治体の住民の方、県外の方ですが、書いた方がよろしいでしょうか。

(小澤委員)

専門家でないからちょっと分からないんですけど、その議論のトーンとして、部分的にはものすごく突っ込んで書いてあるんですが、部分的にはでこぼこ感がちょっとあるかなど。今の話は充分突っ込んで入って、最後のこの書き方というのは、前回の議論で、白戸先生と私が申し上げましたのは、観光振興という話を大変よく盛り込んでいただいて、私なんかは読ませていただくと、とてもよくまとめていただいたというのが実は率直な意見です。

一番象徴的に良いなと思ったのは、9ページのこの下のところで、長野県は長期計画の中で、世界水準の山岳高原観光地づくりに向けて、取組が緒についたばかりですから、税をご負担いただけるような状況にないというところから始まって、では、いただくためにはどうするんだということで、県の、魅力を高める動きであるとか、さまざまな協力というのはこれからますます重要になって、ここで初めて多くの皆さんが、ここに本当に住むような形での住民税的なお金の頂き方でさえ納得いただけるような、この山岳リゾート長野になるだろうというような、この最後の章が、皆さんの目標、目的とするようなものになれば大変意味が深いものだと、このように読ませていただきました。

(青木座長)

分かりました。確かにおっしゃるとおりなので、ちょっとさすがに今、ご紹介申し上げたのはかなり突っ込んだ議論ですから、そこまで細かく言う必要はないと。我々専門家の集まりなので、あくまで重箱のすみを相当なめ回した上でつつきましたけれども。

おおよそ、ざっと分ければ、やっぱり県民の方、住んでいる方と、やはり一時的な滞在の

方という分け方も十分可能だろうと思いますので、たまたまそれが県民なのか、県民外なのか、海外なのかということはいろいろな方がいるということでよくお考えください。

では、オリジナルのほうに少し戻させてください、もう少し書き込む、かつ書き込みすぎないというところで任せていただきたいという風に思います。

それでは、もしこの部分がよろしければ、今、あらかじめ小澤先生の方からはご賛同いただきましたけれども、第3章のところでは何か追加であればということなのですが、私から先に申し上げますと、今回省いているのは、前回、協力金の集め方については白戸先生の方からいろいろなアイデアを、駅前など出来るだけいろいろな場所で幅広く実施するとか、頂いたんですけども、骨子ですので、少し省いてあります。

それくらいで、あとは使途について大事なものは、先ほどから申し上げている山岳環境連絡会（仮称）だとか、こちらについてです。3章というか、前の前の章ですね、前の章の最後に、先ほど沼尾先生から頂いたご意見に従って、この山岳環境連絡会を、山と高原の魅力を高める税についてのところにも同じものを書き込ませていただいて、もし仮にやる場合には、こういう山岳環境連絡会が使途を十分に協議をして、地元の市町村についてもよくよく話すべきだということを書きたいという風に思います。

通常、法定外税でというより、超過課税で森を守る、あるいは緑を守る。ちょうど昨日横浜の横浜みどり税が成立しましたけれども、この場合には市民会議ですとか県民会議の設置が必須という風に言われておりますので、この山と高原の魅力を高める税の場合には、この県民会議の代わりに山岳環境連絡会、これが県民の立場から税の使途をコントロールをする組織として位置付けられるということを書いておきたいと思いますので、事務局の方、よくご記憶ください。よろしいでしょうか。

（事務局）

他課とも十分に擦り合わせをしたいと思います。

（直江自然保護課長補佐）

自然保護課ですが、先生、ちょっとよろしいでしょうか。山岳環境連絡会について、今、いろいろと宿題を頂いているんですが、そこまで、例えば高原の関係のところまでテリトリがあるかどうかという問題がまずございます。

私どもが考えておりますのはやはり山、どちらと申しますと、今、一般的に言われている山岳というものを考えておりますので、そこまでテリトリの広いものではないというのがまず第一にございます。

それから、先ほど沼尾先生からご指摘も頂戴いたしましたけれども、まず山の整備、どういう風に誰が分担してやっていくのか、そこをまず考えるのがこの会だと思っておりますので、逆に申しますと、そういったものが考えられた上で、またその次のステップとしてこういう議論があるんだという辺りを少し触れていただきたいという風に思います。

（青木座長）

分かりました。ちょっとそこら辺りの文面、いろいろ組織のご事情もおありでしょうから、少し、どこまでいけるのか、もしそれで高原が抜けるということであれば、別途、もう少しそこを補足するような案も含めて書かせていただくことにしたいという風に思います。

他、いかがでしょうか。・・・よろしいでしょうか。

それでは、予定よりはやや時間がまだございますけれども、おおよそいいですか、本

日は骨子ですので、略したところがございますけれども、おおよそ構成と盛り込むべき要点については、ご賛同をいただいたということでよろしいでしょうか。

はい、それでは、今後、これを文面化していって、骨子を取っていきたいという風に思っております。本日いただいた貴重なご意見、さまざま、なかなか、私と事務局とでやっております、能力の不足と腕力の不足と両方ありますので、遅々としてなかなか進まないのですが、出来るだけ早急に、少しずつ完成に近づきつつあるのを逐次、また先生方にお送りをさせていただいてご意見を頂きながら、あるいは、長野のこの近くの先生方の場合には、ひょっとしたら事務局の方がお伺いをしてご説明、あるいはご意見をいただくこともあるかもしれませんけれども、ぜひまたご協力をお願いいたします。

それでは、おおよそご賛同いただきましたので、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をいただければと思います。

## (2) 今後のスケジュールについて

(小林税務課長)

それでは、お手元にスケジュール表をお渡ししてございますけれども、これから最終報告書に向けて取りまとめをさせていただきます。

次回の研究会ですが、最終的な方向の取りまとめということで、時期的には年明けの2月から3月ぐらいの間で、それぞれまた委員さんのご都合をお聞きをし、調整をさせていただいた上で、またご連絡をさせていただくということをお願いいたします。

次回の研究会につきましては、今まで専門部会とは分けてやってきていたんですけども、最終段階ということで、専門部会の委員さんにもご参加いただいて、合同でやらせていただいたらどうかと思っておりますが、もしよろしければ、本日、そのように決めさせていただきます。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それと、ちょっと先ほどの話に戻ってしまうんですけども、県の内部の連絡会、担当からもありましたけれども、ちょっと、それぞれの分野が分かれていますので、これにつきまして、どう部署で検討をしていくかということについては、また後ほど座長さんとも話をさせていただく中で、多分、先ほど来、話に出ている連絡会だけでは県は対応が難しいかなという風に思いますので、その辺の仕分け、県の内部の仕分けについて、また後ほど打ち合わせをさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(青木座長)

ちょっとその部分は分かりませんが、今、先生方に宣言申し上げるのは、やっぱり、今、検討されているところで、範囲が多分、狭いだろうというのはよく理解しますけれども、この諮問事項は知事のかかなり熱心なご提案ですから、ぜひその部分は、横断的な組織を作ってくださいぐらいのことをやらないと、よく言われるように、役所の縦割りの最悪なケースがもう一個増えるだけになりますので、この部分は私は妥協するつもりはありませんので、報告書のところで書く必要があればそういうことはきちんと書かせていただくということで、先生方にはお伝えをしておきたいと思っております。以上です。

## (3) その他

(青木座長)

それでは、本日、おおよそといたしますか、全て、ありがたくご意見を頂戴して、これから活かしていきたいと思えます。何か全体を通して、あるいは何かご注文、よろしいでしょうか。

それでは、大変ありがとうございました。事務局にお返しをいたします。

#### 4 閉 会

(秋和税務課企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。それでは、これで第10回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。委員の皆様には、お忙しいところ大変ありがとうございました。